

平成四年政令第四十五号

商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令
内閣は、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 削除

（商品投資契約）

第二条 商品投資に係る事業の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の政令で定めるものは、当該契約に係る利益の分配等又は収益の分配等を受ける権利を表示する証券又は証書が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第九号、第十七号又は第二十一号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げるものにあっては、同項第九号の証券又は証書の性質を有するものに限る。）である契約以外の契約とする。（商品投資受益権）

第三条 法第二条第六項の政令で定めるものは、当該権利を表示する証券又は証書が金融商品取引法第二条第一項第九号、第十七号又は第二十号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げるものにあっては、同項第九号の証券又は証書の性質を有するものに限る。）である権利以外の権利とする。（商品投資顧問業者の許可の申請等に係る使用者）

第四条 法第五条第一項第三号及び第六条第二項第四号（同号亦及びへの使用人を除く。）の政令で定める使用人は、法第三条の許可を受けようとする者の使用人であつて、次に掲げるものとする。

一 商品投資顧問業に關し法第五条第一項第二号の営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として農林水産省令、経済産業省令で定めるもの

二 商品投資顧問契約に基づく投資判断を行ふ者とする。

三 法第六条第二項第四号への政令で定める使用人は、当該許可等を取り消された法人の使用人であつて、当該外国において前項に規定する者に相当するものとする。（商品投資顧問業者の資本金の額）

第五条 法第六条第二項第一号の政令で定める金額は、五千万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、商品投資販売業者に掲げる者に準ずる者として経済産業省令で定めるもの

（法第三十五条に規定する商品投資販売業者）

（手数料）

第六条 法第十二条の政令で定める額は、二十一万九千円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合にあつては、十八万千円）とする。（情報通信の技術を利用する方法）

第七条 商品投資顧問業者は、法第二十二条の規定により同項に規定する情報（次項において単に「情報」という。）を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる同条前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た商品投資顧問業者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出がありたときは、当該顧客に対し、情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（商品投資顧問業者と密接な関係を有する者の範囲）

第八条 法第二十五条の政令で定める者は、銀行、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者その他の経済産業省令で定める者以外の者であつて、次に掲げるものとする。

一 商品投資顧問業者の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは執行役又は使用人

二 商品投資顧問業者の経営を支配しているものとして経済産業省令で定める要件に該当する者

三 商品投資顧問業者によってその経営が支配されているものとして経済産業省令で定める要件に該当する法人

四 その他商品投資顧問業者との関係が前三号に掲げる者に準ずる者として経済産業省令で定めるもの

（商品投資顧問業者に類する者）

（手数料）

第六条 法第十二条の政令で定める額は、二十一万九千円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合にあつては、十八万千円）とする。（情報通信の技術を利用する方法）

第七条 商品投資顧問業者は、法第二十二条の規定により同項に規定する情報（次項において単に「情報」という。）を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる同条前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た商品投資顧問業者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出がありたときは、当該顧客に対し、情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（商品投資顧問業者と密接な関係を有する者の範囲）

第八条 法第二十五条の政令で定める者は、銀行、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者その他の経済産業省令で定める者以外の者であつて、次に掲げるものとする。

一 特定商品のうち商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十八号）第五十六条各号に掲げる商品（次項第一号において「農林水産関係商品」という。）以外のもの（次号において「経済産業関係商品」という。）

二 その対象となる物品又は電力が経済産業関係商品のみである商品指数（商品先物取引法第二条第二項に規定する商品指数をいう。次項第一号において同じ。）

三 金融庁長官、農林水産大臣及び経済産業大臣は、法第三十七条において準用する法第三十条第一項の規定により権限行使する場合において

る。ただし、第一号又は第二号に掲げる行為のみを行う業務に関する事項については内閣総理大臣及び農林水産大臣、第三号又は第四号に掲げる行為のみを行う業務に関する事項については内閣総理大臣及び経済産業大臣とする。

一 商品投資契約に基づいて出資された財産のうち商品投資により運用する商品投資契約（外国の法令に基づく契約であつて、当該商品投資契約に類するものを含む。）の締結又はその代理若しくは媒介（第三号において「締結等」という。）

（手数料）

第六条 法第十二条の政令で定める額は、二十一万九千円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合にあつては、十八万千円）とする。（情報通信の技術を利用する方法）

第七条 商品投資顧問業者は、法第二十二条の規定により同項に規定する情報（次項において単に「情報」という。）を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる同条前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た商品投資顧問業者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出がありたときは、当該顧客に対し、情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（商品投資顧問業者と密接な関係を有する者の範囲）

第八条 法第二十五条の政令で定める者は、銀行、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者その他の経済産業省令で定める者以外の者であつて、次に掲げるものとする。

一 商品投資契約に基づいて出資された財産のうち商品投資により運用する部分の全部を、当該商品投資契約の期間を通じて、農林水産関係商品等に係る商品投資により運用する商品投資受益権（外国人に対する権利であつて、当該商品投資受益権に類するものを含む。）の販売又はその代理若しくは媒介（第四号において「販売等」という。）

二 商品投資契約に基づいて出資された財産のうち商品投資により運用する部分の全部を、当該商品投資契約の期間を通じて、経済産業関係商品等に係る商品投資により運用する商品投資受益権（外国人に対する権利であつて、当該商品投資受益権に類するものを含む。）の販売等

三 商品投資契約に基づいて出資された財産のうち商品投資により運用する部分の全部を、当該商品投資契約の期間を通じて、経済産業関係商品等に係る商品投資により運用する商品投資受益権（外国人に対する権利であつて、当該商品投資受益権に類するものを含む。）の販売等

手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。